事　務　連　絡
平成19年6月22日

木造建築関係団体　御中

国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室
建　築　指　導　課

建築基準法改正に伴う木造建築物の構造計算の確認等について

平成１９年６月２０日の改正建築基準法の施行に伴い、木造建築物の構造計算及び構造計算適合性判定については、別添のとおり取り扱うこととなりました。

なお、木造建築物に関係するものとして、昭和 56 年建設省告示第 1100 号及び平成 13 年国土交通省告示第 1541 号に規定するせっこうボードの壁倍率も改正されたこと、平成 13 年国土交通省告示第 1540 号における枠組壁工法及び木質プレハブ工法の技術基準の追加がなされたことを申し添えます。

（別添）

建築基準法改正に伴う木造建築物の構造計算の確認等について

１．木造建築物に関する従来からの構造計算ルート

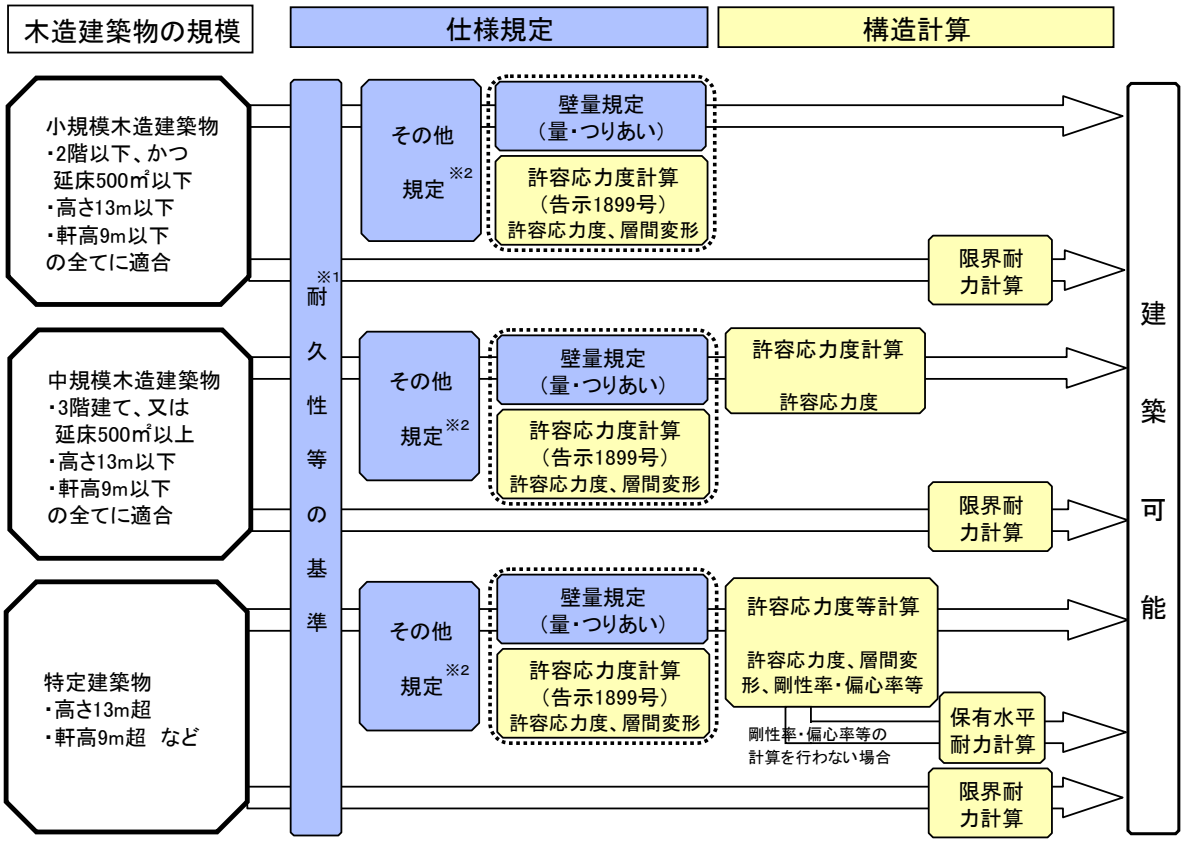

※1　耐久性等の基準：構造部材の耐久、木材の品質、防腐措置、基礎
※2　その他規程　　：基礎への緊結、柱の小径、横架材の中央部に欠き込み禁止　など

２．６月２０日の改正建築基準法の施行に伴い、下記のとおり一定の構造及び構造計算を行ったものについて、構造計算適合性判定機関でのチェックが必要

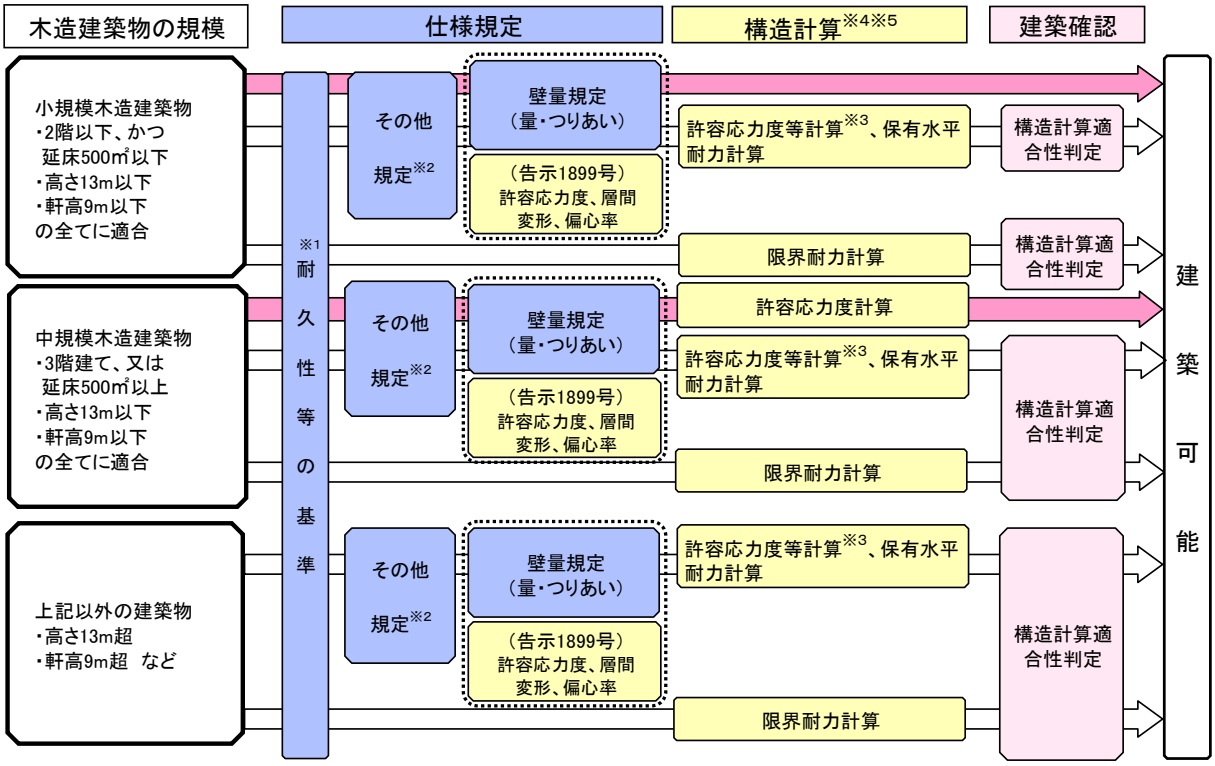

※1　耐久性等の基準：構造部材の耐久、木材の品質、防腐措置、基礎
※2　その他規定：基礎への緊結、柱の小径、横架材の中央部に欠き込み禁止　など
※3　許容応力度等計算では、許容応力度計算に加えて、層間変形角、剛性率・偏心率等の計算が必要
※4　構造計算において、大臣認定プログラムを使用して申請した場合は構造計算適合性判定の対象建築物となる
※5　建築物の規模等にかかわらず、時刻歴応答解析によって大臣認定を取得した場合は構造計算適合性判定の対象外となる

建築物の規模による構造計算の方法、審査の方法等の分類

建築物の規模	構造計算の方法	審査の方法	
超高層建築物 高さが60mを超えるもの	● 時刻歴応答計算 （コンピューターによる振動解析）	指定性能評価機関による評価（大臣指定） → 大臣認定 → **建築確認** 建築主事又は指定確認検査機関	中間検査が必要（3階以上の共同住宅等）
大規模な建築物 高さが60m以下のもので、 ○ 木造（高さ13m超又は軒の高さ9m超） ○ 鉄骨造（4階以上等） ○ 鉄筋コンクリート造（高さ20m超 等） 等	＜高さ31m超＞ ● 保有水平耐力計算 ● 限界耐力計算 ＜高さ31m以下＞ ● 許容応力度等計算 ● 保有水平耐力計算 ● 限界耐力計算 ● 時刻歴応答計算を行った場合	**建築確認** 建築主事又は指定確認検査機関 ↓判定依頼 ↑結果通知 **都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定** 審査方法の指針に基づき構造設計図書（構造計算を含む）を審査。	中間検査が必要（3階以上の共同住宅等）
中規模な建築物 上記以外のもので、 ○ 木造（3階以上又は延べ面積500㎡超） ○ 木造以外（2階以上又は延べ面積200㎡超）	● 許容応力度計算 ※大臣認定プログラムを用いた場合 ● 許容応力度等計算、保有水平耐力計算、限界耐力計算を行った場合 ● 時刻歴応答計算を行った場合	**建築確認** 建築主事又は指定確認検査機関 審査方法の指針に基づき構造設計図書（構造計算を含む）を審査。	中間検査が必要（3階以上の共同住宅等）
小規模な建築物 上記以外のもの	● 構造計算は、不要 ● 許容応力度等計算、保有水平耐力計算、限界耐力計算を行った場合 ● 時刻歴応答計算を行った場合	**建築確認** 建築主事又は指定確認検査機関 審査方法の指針に基づき構造設計図書を審査。	中間検査不要

構造計算が必要

構造計算不要